

**わ**が国ではひとたび国が一丁目一番地の政策を打ち出すと、企業も国民もその方向に向かって一気に動き始める。脱炭素の動きがその好例だ。長年議論され、環境後進国というレッテルを貼られても、国連でSDGsのイニシアティブが始まって、背広にバッジを付けるぐらいで、具体的な行動をほとんど見せなかった脱炭素に向けての動きだが、菅政権が発足早々「2050年温暖化ガス排出ゼロ」政策を打ち上げたことから社会の受け止め方が大きく変化した。いまやわが国の経済社会を語る枕詞に使われている。

菅首相は昨年末、梶山経済産業相と小泉環境相を呼んで、「カーボンプライシング」（以下、「CP」という）の制度設計の具体化を指示した。CPとは、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量に経済的な負担を上乗せすることにより市場メカニズムを通じて排出量を抑制することで、CO<sub>2</sub>排出量に応じて課税する「炭素税」と、CO<sub>2</sub>排出枠を取引する「排出量取引」がある。

排出量取引は、事業者への排出量の割当て、個別モニタリング、排出量取引所の整備などさまざまな課題がある。一方炭素税は、排出に伴う「外部費用」に相当する税率を課すことによって社会的費用を市場価格に「内部化」させ、市場メカニズムに沿って企業行動を促す仕組みで、わかりやすい。また、消費者を含めたあらゆる主体に価格シグナルを送るので、社会全体の行動変容を促すことができる。政府には税収を得ることができるというメリットがある。

これに対し産業界には、炭素税が新たなコスト増となることに強い警戒感がある。とりわけ、エネルギー多消費産業を中心にわが国の国際競争力を低下させたり、対策が十分にできない中小企業などに悪影響を及ぼす懸念だ。しかし、

CPについては、世界の新たな潮流としてメリット・デメリットなどを含めた議論を行うべきだ。

一方これを防ぐため、炭素国境調整措置という考え方がある。経済産業省の資料では、「他国の気候変動対策との強度の差異に起因する競争上の不公平を防止……するため……輸入品に対し炭素排出量に応じて水際で負担を求めるか、輸出品に対し水際で負担分の還付を行う、または、その両方を行う制度」と説明されている。

内国税の世界で国境調整というと、欧州やわ

が国のVATで採用されている仕向地課税を意味する。仕入時（輸入時）に税を課すが、売上の時点で仕入税額控除を受け、最終消費者への負担を求めて各流通段階で税が次々に転嫁される一方、輸出する際には税が還付される。関税と異なるのは、輸入後に点々と流通する過程で最終消費者の負担となるよう転嫁の仕組みが予定されている点である。

一方、炭素国境調整措置というのは、輸入品に対し炭素排出量に応じて水際で

負担を求めたり、輸出の際にその分を還付する場合も含めた広い概念のようだ。

EUは、6月に新型コロナ危機に対する復興支援策の財源として炭素国境調整措置の概要を公表し、遅くとも2023年までに導入する予定である。米国もバイデン政権の下で具体的な検討を始めた。

しかし、「関税」と「輸出還付」の組合せの国境調整措置となれば、相手国は報復関税を發動し、自由貿易は大混乱に陥る可能性がある。本来、WTOの場で、GATTに整合的かどうか議論すべき問題だが、WTOは十分機能している機関とはいいがたい。そうであれば、EU、米国、日本が協議する場を設けて十分な検討を行っていくことが重要だ。炭素税の国境調整という問題は、経済外交の問題ともいえる。

森信茂樹  
東京財団政策研究所研究主幹

# 税制之理

連載

第170回

炭素国境調整措置は日米欧で協議を